



美崎町防犯カメラの運用開始

10月30日、美崎町の防犯カメラの運用開始式が「おーりとーり」アーチ入口（ホテルピースアイランド側）で行われ、「おーりとーり」の市道と「美崎センター通り」の出入口計4か所に設置され、防犯カメラの運用を開始しました。中山市長は「安全安心なまちづくりのために、防犯カメラの運用開始が犯罪防止の一助になることを期待しています。」とあいさつをしました。また、中山市長と八重山警察署の前田署長が「防犯カメラ作動中」と表示された看板を設置した後、「美崎町地区における防犯カメラの運用に関する協定」を交わしました。



八重山の産業まつり開催

11月7日、8日の両日、「2015八重山の産業まつり」（主催：八重山青年会議所）が石垣市民会館中ホールで開催されました。屋内会場には地元の農産物を使ったスイーツやジュース、みんな織物や焼き物などの特産品が展示即売され、買い求めてきた多くの来場者で賑わいをみせました。また、産業まつりに出展された商品から頂点を決めるY1ーグランプリの来場者アンケートも行われ、11月8日、石垣島まつり特設ステージにて結果発表されました。工芸部門では、（有）うえざと木工（東上里和広社長）、食品加工部門では、（株）川平ファーム（橋爪雅彦代表取締役）がそれぞれグランプリに選ばれ、表彰されました。

沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正について

1. 適用する地域 沖縄県の区域
2. 適用する使用者
前号の区域内で下記4に掲げる産業は、当該産業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業者又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動に分類されるものに限る。）を営む使用者。
3. 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
4. 前号の労働者に係る特定（産業別）最低賃金額

最低賃金の件名	最低賃金額	答申内容	発行日
糖類製造業	709円	9円引上げ	平成27年11月26日
新聞業	783円	8円引上げ	平成27年11月27日
各種商品小売業	702円 ※1	10円引上げ	平成27年11月29日
自動車（新車）小売業	717円	12円引上げ	平成27年11月28日
畜産食料品製造業	693円	— ※2	平成27年10月9日
清涼飲料、酒類製造業	693円	— ※2	平成27年10月9日

※1 沖縄県各種商品小売業最低賃金については、平成27年10月9日以降平成27年11月28日までの間は改正前の沖縄県各種商品小売業最低賃金692円が沖縄県最低賃金693円を下回るため、沖縄県最低賃金693円が適用されます。

※2 沖縄県畜産食料品製造業及び沖縄県清涼飲料、酒類製造業については平成27年度改正がなく、平成27年10月9日以降沖縄県最低賃金を下回るため沖縄県最低賃金693円が適用されます。

5. この最低賃金において算入しない賃金
 - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - (2) 臨時に支払われる賃金
 - (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - (4) 時間外、休日労働割増賃金等
6. 適用除外
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

【お問い合わせ先】 沖縄労働局 労働基準部 賃金室 電話：098-868-3421